

暮らしの情報

3月1日～



まちで見かけた
元気な子



広報とばに掲載された写真を差し上げます。
ご希望のかたは、総務課広報情報係まで。

お知らせ

生涯学習講座学習成果展示発表会

教育委員会生涯学習課

☎(25)1268

平成25年度生涯学習講座の作品を
展示します。みなさん、どうぞご鑑
賞ください。

とき 3月13日(木)～19日(水)

※17日(月)は休館日

ところ 市立図書館・展示コーナー

出品講座

- ・パステル・水彩画
- ・絵画入門
- ・実用書道
- ・指文字アート
- ・篆刻
- ・初歩の陶芸
- ・クラフト(ポリマークレイアクセ
サリー)

鳥羽の定住応援事業奨励金

企画財政課企画経営室

☎(25)1101

市では、鳥羽に定住していただく
若者世帯を応援するため、「鳥羽の
定住応援事業奨励金」を交付してい
ます。

交付要件

- ・本年度において、本市に住宅を新
築または購入により取得し、居住を
開始したかた
- ・居住を開始した日において本人ま
たは配偶者の年齢が満40歳以下のか
た
- ・市に納付すべき市税などに滞納が
ないかたなど

申請期限 3月31日(月)

申請書は、企画財政課窓口のほ
か、市のホームページからもダウン
ロードできます。交付要件に該当す
るかたは申請忘れのないよう気をつ
けてください。

くわしくは、企画財政課企画経営
室に問い合わせてください。



みえライフインベーション総合特区 MealPoo鳥羽 「食」と「健康」を考えるセミナー

農水商工課商工労政係

☎(25)1156

平成24年7月に「みえライフイン
ベーション総合特区」が国の指定を
受け、鳥羽を含む県内7拠点で医
療・健康・福祉分野への取り組みが
行われています。

その一環で、「食」と「健康」に
ついて三重大学の西村訓弘副学長
や、2万を超える野菜の分析を行
い、食と命のつながりを研究する株
式会社デザイナーフーズの丹羽真清
社長を講師に迎え、セミナーを開催
します。「命を守る」という視点か
ら日々の「食」を見直してみませ
んか。

また、鳥羽は多くのかたにお越し
いただく「食の都」です。「食」に
興味のあるかたや食材の生産や飲食
の提供に携わるみなさん、「食」の
意義と役割について考えてみませ
んか。

申し込みは不要です。お誘い合
わせの上、ぜひ参加してください。

とき 3月15日(土)

午後2時30分～5時

ところ 鳥羽国際ホテル(鳥羽市鳥
羽二丁目23-1)

問合せ先 (株)三重ティーエルオー
☎059-231-9822

妊婦健診交通費助成制度 (申請期限にご注意ください)

健康福祉課健康係

☎(25)1146

市では、妊婦健診を受けるため、
通院した場合にかかった交通費の一
部を助成しています。

平成25年度分(平成25年4月1日
～平成26年3月31日受診分)は、3
月31日(月)までに健康福祉課健康係へ
申請してください。

申請書類などくわしくは、健康福
祉課健康係へ問い合わせください
い。

山歩きには「注意」ください

農水商工課農林係

☎(25)1231

山歩きには気候のいい時期になっ
てきましたが、3月15日(土)までは狩
猟期間中となっています。

山中では狩猟が行われていますの
で、山歩きをされるかたは、目立つ
服装、音の出る物などを着用し、く
れぐれも気をつけてください。

また、狩猟をされるかたも銃器、
猟犬の取り扱いには十分注意して
ください。



中井ぷりん メス 4歳

3月1日～

information

年金制度が一部
改正されます
vol.6

市民課保険年金係

☎ 25 1148

伊勢年金事務所

☎ 0596

☎ 27 3601

4月1日から、年金制度が一部改正されます。今回は、国民年金保険料の免除申請、前納による割引制度などのほか、受給者が亡くなられたときの未支給年金に関する改正事項についてお知らせします。

国民年金保険料の免除申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

これまで、国民年金保険料の免除などをさかのぼって受けられる期間は、直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。4月からは、申請時点の2年1か月までにさかのぼって免除などを受けることができるようになります。免除などの審査は、申請期間に対応する前年所得に基づき行われます。

なお、免除の種類によっては、本人のほか配偶者および世帯主についても所得審査があります。また、失業などを理由とした特例

免除の対象期間も拡大されます。4月からは、失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、申請できるようになります。その際は、雇用保険被保険者離職票などの証明書類が必要です。

申請期間と所得の関係

申請期間	26年4月時点で申請が可能な期間 ()内は学生納付特例の場合	審査の対象となる前年所得
平成23年分	平成24年3月～平成24年6月 (平成24年3月)	平成22年中所得
平成24年分	平成24年7月～平成25年6月 (平成24年4月～平成25年3月)	平成23年中所得
平成25年分	平成25年7月～平成26年6月 (平成25年4月～平成26年3月)	平成24年中所得
平成26年分	平成26年7月～平成27年6月 (平成26年4月～平成27年3月)	平成25年中所得

※平成26年分（学生納付特例を除く）は7月以降に申請できます。

国民年金保険料の 2年前納制度の創設

国民年金保険料をまとめて前払する前納制度では、これまでの1か月早割、6か月前納、1年前納に加え、4月から割引額がより大きくなる2年前納が始まります。なお、1

か月早割、2年前納については口座振替のみ対応可能です。口座振替を希望される場合は、年金手帳と通帳、その届出印を持って手続きをしてください。ただし、平成26年度分については、受付を終了しているものがあります。

平成26年度における前納額

前納の種類	1回の納付額	割引額*
1か月早割（口座振替）	¥15,200	¥50
6か月前納	口座振替	¥90,460
	現金	¥90,760
1年前納	口座振替	¥179,160
	現金	¥179,750
2年前納（口座振替）	¥355,280	¥14,800

※平成26年度の1か月の国民年金保険料額は15,250円ですが、平成27年度の保険料額は確定していないため、2年前納の割引額は変動することがあります。

付加保険料の納付期間延長

国民年金の付加年金とは、通常の保険料に400円の付加保険料をプラスすると、将来の年金額に上乗せして支給される制度です。この申し込みをされているかたで、これまで、納期限（翌月末）までに付加保険料の納付がなかった場合は納付することができませんでした。4月からは、過去2年分までさかのぼって納めることができるようになります。

未支給年金の請求権者の範囲拡大

未支給年金とは、年金の受給権者が亡くなったときに、まだ受け取っていない年金があつた場合や、亡くなられた後に振り込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金のことをいいます。これまでは、亡くなられた受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の順で、死亡時に生計が同一であつたかたが請求できました。4月からは、前述の親族がいない場合、生計が同一であつた3親等内の親族も請求できることとなります。ただし、平成26年4月1日以後に亡くなられたかたの未支給年金が範囲拡大の対象となります。

新たに請求できるかた

1親等	子の配偶者、 配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、 兄弟姉妹の配偶者、 配偶者の兄弟姉妹・祖父母
3親等	曾孫、曾祖父母、 甥・姪、 おじ・おば など

くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へ問い合わせてください。

3月1日～

information

募集

幼児食はじまり講座

健康福祉課健康係

☎251146

市では、幼児食はじまり講座を行います。そろそろ離乳食を卒業して幼児食へステップアップしたいけど、「何を」「どのくらい」食べさせたいのか分からないという保護者のかたはいませんか。幼児食の進めかたのお話や簡単にできて子どもがよるこぶメニューの紹介・試食などを行います。お母さん同士の情報交換や交流の機会としても、ぜひ参加してください。

対象 1歳～1歳6か月児とその保護者

とき 3月18日(火)

午前10時30分～11時30分

ところ 保健福祉センターひだまり2階・ひだまりホール

内容 幼児食の進めかたについての話と幼児食の紹介・試食、相談
持ち物 お子さんの託児に必要なもの

募集組数 10組(先着順)

申込期限 3月13日(木)

申込・問合せ 健康福祉課健康係

文化講座へ参加しませんか

市立図書館

☎264555

市立図書館では、教養と趣味を兼ねた、俳句・書道・短歌・絵画の4つの講座を開いています。あなたも4月から始めてみませんか。

文化講座一覧

講座	とき	講師	募集人員
俳句	第1木曜日 午後3時～5時	増田河郎子	15人
書道	第2木曜日 午後5時～7時	近藤 翠山	30人
短歌	第4木曜日 午後1時30分～3時30分	喜多さかえ	15人
絵画	第4木曜日 午後5時～7時	野村 昭輝	30人

受講資格 中学生以上(保護者と同じ講座を受講する場合は、小学生も申し込みますが、書道は小学3年生からです)

ところ 市立図書館2階・会議室

会費 1講座・年間3,600円

申込先 市立図書館
くわしくは、市立図書館へ問い合わせください。

鳥羽市子ども・子育て会議 市民公募委員

健康福祉課子育て支援室

☎251184

市では、平成27年度にスタートする予定の子ども・子育て支援新制度に向けて「鳥羽市子ども・子育て会議条例」を定め、「鳥羽市子ども・子育て会議」を設置します。

「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、学識経験者や子育て関係の事業に従事するみなさんとともに、本市の子育て支援施策などについて審議していただく委員を募集します。

募集人員 1人程度

任期 委嘱日～平成27年3月31日

応募資格

- 次に掲げるすべてに該当する人
- ①鳥羽市に住所を有するかた
- ②応募日現在の年齢が満20歳以上のかた
- ③子育て中のかた、子育て経験のあるかたで、鳥羽市の子ども・子育て支援に関心のあるかた
- ④平日の日に開催される会議出席できるかた(3回程度開催予定)

報酬 規定に基づき支払います

応募方法 公募委員申込書に必要事項を記入し、健康福祉課子育て支援室へ提出してください。

※公募委員申込書は任意様式で、応募要領は、保健福祉センターひだまり2階(健康福祉課子育て支援室)でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードできます。

募集期限 3月17日(月)

選考方法 選考委員会が書類審査により選考します。

選考結果 選考結果については、ご応募いただいたかた全員に郵送でお知らせします。(3月末を予定)

定期船課臨時職員

定期船課管理係

☎254776

市では臨時職員(棧橋業務員)を募集します。

職種 棧橋業務員 2人

雇用期間 4月から1年間(再雇用あり)

募集資格 昭和24年4月2日以降に生まれたかた

賃金 月額7,000円(通勤手当あり・時間外手当加算あり)

申込方法 市の臨時・嘱託職員登録申込書に履歴書を添えて、市定期船課(鳥羽マリナーミナル内)へ申し込んでください。

申込期限 3月14日(金)